

自動販売機設置事業者募集実施要領

令和7年9月

香美市 建設課

目的

香美市では、旭町公園利用者の利便に資するため、清涼飲料水等の自動販売機（以下「自動販売機」という。容器は缶・ペットボトル・紙パックに限る。容器が紙コップ・瓶、または氷菓類・食品販売用は不可。）の設置事業者を募集し、令和13年3月31日までの設置事業者を決定します。

応募される方は、この実施要領を熟読し、お申し込みください。

入札申込から自動販売機設置事業者決定までの流れ

1. 応募受付

書類配布期間：令和7年9月1日（月）から9月12日（金）まで

応募受付期間：令和7年9月8日（月）から9月22日（月）まで

応募方法：持参に限る。（郵送・宅配便不可）

時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

場所：香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 香美市役所 建設課 都市計画班（4階）

2. 応募に関する質問受付

方法：質問は別添質問書へ必要事項を記載のうえ、持参・郵送・電子メール及びFAXにて受付します。

電話：0887-53-3119 FAX番号：0887-53-1389 E-mail：kensetsu@city.kami.lg.jp

質問期限：令和7年9月19日（金）午後3時まで

— 応募者多数の場合は抽選になります。 —

3. 抽選参加者証の発送

令和7年9月22日（月）以降に抽選参加者証を郵送

4. 抽選日時及び場所

日時：令和7年9月29日（月）午後2時

場所：香美市役所3階会議室（302）

※ 必ず抽選参加者証を持参のうえ、抽選に参加してください。持参されていない方については失格となります。また、この参加者証を持っている方を抽選権利者とみなしますので、この参加者証の管理には十分ご注意ください。

5. 契約の締結

契約締結期限：令和7年10月31日

1 自動販売機の設置条件等

(1) 募集する自動販売機の設置箇所

香美市土佐山田町旭町1丁目34-1 香美市立旭町公園トイレ棟西側 1台

(2) 設置期間

設置期間は、許可日から令和13年3月31日までとする。

(3) 設置使用料

1月の販売額の25%（10円未満は切り上げ）

(4) その他必要となる経費等の負担

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費の一切の費用は設置事業者の負担とする。
- ② 自動販売機の稼働に必要な電気料金については、香美市の負担とする。

(5) 設置及び維持管理責任等

- ① 自動販売機を設置するにあたって、大きさはW1,050mm以内 D700mm以内 H2,000mm以内（放熱余地、転倒防止措置等に必要なスペースを含む）とし、規格等について管理者から承認をもらい、「自動販売機の据付基準(JIS規格)」もしくは、「自動販売機据付基準(清涼飲料自動販売機協議会作成)」を遵守し、転倒防止対策を講ずること。
- ② 設置事業者は、販売する飲料容器（缶・ペットボトル・紙パック）の種類に応じた使用済容器の回収ボックス（ごみ袋付き）を設置し、定期的に回収すること。また、回収ボックスから飲料容器が溢れたり周囲に散乱しないよう設置事業者の責任で適切に管理し、香美市及び市民より依頼があった場合は速やかに回収すること。
- ③ 設置事業者は、設置した自動販売機の本体及び付属品が第三者により毀損損傷された場合において、一切の補償を香美市に請求することができない。
- ④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届け出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ⑤ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者自らが直接に行うこと。また、商品の在庫管理を適切に行い、賞味期限及び在庫切れがないように注意を払うこと。
- ⑥ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、故障及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。
- ⑦ 電子決済が可能な場合、スマートフォン決済又は非接触型ICカード等に対応できること。
- ⑧ 新紙幣及び新硬貨に対応すること。

(6) 設置許可の制限

設置期間前及び期間中は、次のことを遵守すること。

- ① 許可条件を遵守し、設置使用料を期限までに確実に納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、香美市の指示に従うこと。
- ④ 販売品目について必要な場合は、香美市と協議を行うものとする。酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(7) 設置許可の取消し及び原状回復

- ① 次のいずれかに該当する場合は、設置許可を取り消します。
 - ア 設置許可の条件に違反する行為があると認める場合
 - イ 設置事業者が自己都合により自動販売機の撤去を申し出た場合
- ② 上記①となった場合、撤去日までの売上げに応じた設置使用料を納め、速やかに原状回復すること。
また、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とし、取消し及び原状回復により生じた損失については、その補償を香美市に請求することができない。

(8) 災害時の対応

大規模災害時に、香美市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の商品を無償提供すること。対応方法は香美市と協議すること。

2 募集参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り、入札に参加することができる。

- (1) 本市内で清涼飲料水等の販売をしている者で、高知県内に本店又は支店（営業所等）を有している法人。
- (2) 令和7年8月1日時点で香美市内に2箇所以上清涼飲料水等の自動販売機を設置していること。
- (3) 市町村税を滞納していないこと。
- (4) 香美市暴力団排除条例（平成22年12月21日香美市条例第51号）第2条第1号から第2号までに該当しない者、あるいは該当する者が法人にいないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

3 必要書類

- (1) 自動販売機設置事業者応募申込書
- (2) 高知県内における事業所在地の市町村税の納税証明書（令和7年度分）
- (3) 法人登記全部事項証明書の履歴事項証明書

－証明書はすべて発行から3ヶ月以内のもの。コピー可。－